資料１

阿武隈川上流流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第１条 「阿武隈川上流流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第２条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、阿武隈川上流流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第３条 協議会は、一級水系阿武隈川上流流域を対象とする。

（協議会の構成）

第４条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３ 事務局は、第１項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第５条 協議会の下に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 事務局は、第２項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（協議会の実施事項）

第６条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１ 阿武隈川上流流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

２ 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

３ 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

４ その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第７条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

２ 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第８条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第９条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

２ 協議会及び幹事会の事務局は、福島河川国道事務所及び福島県が共同で行う。

（雑則）

第１０条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第１１条 本規約は、令和　２年　９月１６日から施行する。

令和　３年　２月２２日改定

令和　３年１０月２８日改定

令和　５年　３月　２日改定

令和　６年　１月２９日改定

令和　６年１１月２２日改定

令和　８年　１月　　日改定

阿武隈川上流流域治水協議会　委員

（委員）
福島市長
郡山市長
白河市長
須賀川市長
二本松市長
田村市長
伊達市長
本宮市長
桑折町長
国見町長
川俣町長
大玉村長
鏡石町長
天栄村長
西郷村長
泉崎村長
中島村長
矢吹町長
石川町長
玉川村長
平田村長
浅川町長
三春町長
棚倉町長
東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 東北本部長
阿武隈急行株式会社 代表取締役社長
福島県 土木部長
福島県 危機管理部長
福島県 農林水産部長
農林水産省東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所長
林野庁 関東森林管理局 福島森林管理署長
気象庁 福島地方気象台長
国立研究開発法人 森林整備センター関東整備局 福島水源林整備事務所長
国土交通省東北地方整備局 三春ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 摺上川ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長

（事務局）
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所
福島県

阿武隈川上流流域治水幹事会　委員

（委員）

福島市　河川課長、下水道整備課長、危機管理室次長
郡山市　河川課長、経営戦略課長、防災危機管理課長、都市政策課長
白河市　道路河川課長、下水道課長、都市計画課長、農林整備課長、生活防災課長
須賀川市　道路河川課長、下水道施設課長、市民安全課長、都市計画課長、農政課長
二本松市　土木課長、上下水道課長、生活環境課長
田村市　建設課長、上下水道課長、生活環境課長
伊達市　建設課長、上下水道課長、防災危機管理課長
本宮市　都市整備課長、上下水道課長、防災対策課長
桑折町　建設水道課長、生活環境課長
国見町　建設課長、上下水道課長、住民防災課長
川俣町　建設水道課長、総務課長
大玉村　建設課長
鏡石町　都市建設課長、上下水道課長、総務課長
天栄村　建設課長、総務課長、産業課長
西郷村　建設課長、上下水道課長、防災課長、産業振興課長
泉崎村　建設水道課長、住民生活課長
中島村　建設課長、住民生活課長
矢吹町　都市整備課長、まちづくり推進課長、上下水道課長
石川町　都市建設課長、防災環境課長
玉川村　地域整備課長、総務課長
平田村　産業建設課長、総務課長
浅川町　建設水道課長
三春町　建設課長、総務課長
棚倉町　整備課長
東日本旅客鉄道株式会社　仙台土木設備技術センター　所長
阿武隈急行株式会社　業務部　部長
福島県　土木部　土木企画課長、河川計画課長、河川整備課長、砂防課長、都市計画課長、下水道課長
福島県　危機管理部　災害対策課長
福島県　農林水産部　農村計画課長、森林計画課長
農林水産省東北農政局　阿武隈土地改良調査管理事務所　企画課長
林野庁　関東森林管理局　福島森林管理署　総括治山技術官
気象庁　福島地方気象台　防災管理官
国立研究開発法人　森林整備センター関東整備局　福島水源林整備事務所長
国土交通省東北地方整備局　三春ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局　摺上川ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局　福島河川国道事務所　副所長

（事務局）

国土交通省東北地方整備局　福島河川国道事務所
福島県